

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
河川堤防施設に対するGPR探査の標準仕様検討及びデータベース試作業務 H27.1.16～H27.4.15	契約職 独立行政法人土木研究所 理事長 魚本健人 茨城県つくば市南原1-6	H27.1.15	(公社)物理探査学会 東京都千代田区東神田1-5-6	<p>本業務は、舗装路盤内や浅部盛土地盤に伏在する亀裂や空洞を高確度で検出することを目的として実施するGPR探査の標準仕様を検討するとともに、平成24年度に実施された河川施設に対するGPR探査成果の一部を取り込んでデータベースシステムを試作し、あわせて今後の河川施設管理業務への活用、社会インフラ維持管理へのGPR探査の利活用とデータベース化の課題についてレビューし取りまとめるものである。</p> <p>本業務を遂行するには、電磁計測の基本およびGPR浅部地盤探査解析システムに対する深い専門的知識、ならびにGPR探査に関する豊富な実務を有している専門技術者を配置することが不可欠の要件である。さらに標準仕様の作成及び課題レビューにあたっては、中立公平な立場を有し、評価の対象となる地質調査会社や使用GPR探査システムと利益相反の存在しない法人であることが求められる。また本業務を遂行するには、類似業務を遂行した経験を有していることが求められる。</p> <p>(公社)物理探査学会は、物理探査に関する国内唯一の専門学術団体であり、本業務に関わるGPR探査システムおよび解析手法、ならびに物理探査データのデータベース化についても受託調査研究対象としており、GPR探査に係る技術評価・解析類似業務を遂行した実績も有している。また前述の利益相反の要件を満たす内部組織としての専門委員会をすでに設置しており、中立公平な立場から標準仕様の検討が可能である。これらの要件を満足する法人は他にはなく、(公社)物理探査学会は本業務を遂行できる唯一の法人である。</p> <p>よって、独立行政法人土木研究所会計規程第52条第4項第一号の規定により上記法人と随意契約するものである。</p>	6,551,280	6,512,400	99.41%	—	公社	国所管	1	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。